

江戸時代までの砂防（その1）

大雨や集中豪雨が多くなった現状から、土砂災害の危険性の高まりをこれまで紹介してきました。参考として、木の伐採と砂防の関連性について今回から連続で紹介します。〔資料提供：NPO法人土砂災害防止広報センター〕

人間が木を切ることによって、とくしゃ地（＝山の斜面の乱伐などによって土壌が流出し植生がなくなり、表面侵食が発生している個所）が広がり、土砂災害や水害が増えていくことに対し、国を治める人々がなにも対策を立てなかったわけではありません。

対策はまず、山の木を勝手に切らないようにすることから始まりました。すでに奈良時代の676年に、現在の奈良県の山で木の伐採を禁止する勅令（天皇の命令）が出されています。これ以降、各時代を通じて、木を切るのを制限したり、取り締まりのための役人を各地に置いたりすることは、何度もおこなわれました。江戸時代には、地方をおさめる藩が独自の決まりをつくって木の伐採を制限することなどもありました。しかし、人口の増加にともない、田畑の開墾や山の草木の利用がますます増えたことなどによって、こうした対策はあまり効果をあ

げることはなかったようです。

そこで、木を切るのを制限するだけでなく、木を植えることを義務づけるきまりなどもつくられるようになりました。江戸時代の初めころ（1666年）に幕府が示した「諸国山川掟令（しょこくさんせんのおきて）」では、草木を根こそぎ取ることや、河川敷に新田をつくること、山で焼畑することなどを禁止するとともに、川の上流の木が生えていない山に苗木を植えるように指導しています。さらに、1684年に幕府は、近畿とその周辺の藩に対し、淀川・大和川の上流において、土砂流出箇所にも苗木や芝を植え付けることを義務付けていますが、これは、たとえ田畑であっても、土砂が崩れているようなところは田畑をつぶして木を植えるように命じるという厳しいものでした。

《2月18日号へ続く》

防災行政無線の放送内容を無料で確認できます。ぜひご利用ください。(☎0800-800-3199)

いのちを守る — 教訓と備え —

震災直後、片岸にある6カ所の第一次避難場所へ避難したが、山火事の危険性から各々、上栗林集会所へ移動し、約3カ月の間の避難所生活となった。最大約150人から、その後、約60人が生活していたが、栗林地区の方々には物心両面で多くの支援をいただき大変感謝している。

良かった点は、まず、役割分担を明確にしたこと。リーダーの下に事務局を置き、「厨房係」「物資係」を設けた。また、片岸地区災害復興対策協議会を組織し、行政と連携し行方不明者の捜索にあたった。生活面では、朝のラジオ体操、三度の食事、消灯時間の徹底などで生活リズムの確立に努めた。これは、健康管理面でも大きなプラスとなった。さらに、毎日、避難者全員でミーティングを行

震災あの日あの時

〔避難所編〕

3

山崎 恵一さん

（片岸町内会）

避難所：上栗林地区集会所

「明確な役割分担と生活リズム」

「報・連・相」の徹底で、情報の共有と相互理解を図った。お世話になった自衛官や警察官との交流も大事にし、毎朝のラジオ体操を一緒に行ったり、派遣された警察官が帰任する際は夕食会などに招いた。食事を提供する厨房係を2班体制としたことも特色ある取り組みと思う。

苦慮した点は、外部との情報通信手段が不十分であったこと、また、高齢者が多く、健康の不安が多々あったことである。幸い、自衛隊の医療班が診察して処方箋を書いてくれたおかげで、薬を取りに行く係が持参してみんなの分を代わりに受け取ることができた。これには大変助けられた。

また、お世話になった方々に対する恩返しとして、可能な限りお礼の手紙を送った。いただいた支援物資は、遊び心のある配分を心がけた。みんなでわいわい言いながら、好きなものを選択させることで、沈みがちな気持ちを盛り上げることに役立った。

行政が直接関わらない地域の自主的な運営が自信となり、コミュニティづくりにつながった。